

## 「南九州市台風等園芸作物緊急支援事業補助金」のご案内

南九州市では、台風等により被災した **露地及び施設野菜** のほ場に対し、次期作に必要な **種や苗** の早期調達による **営農再開** に向けた取組を支援します。

補助金の額

最大**20万円**

種や苗の購入経費×**1／3** 又は **8千円／10a**

### 補助対象となる主な要件

露地野菜は令和7年中にまき直し・植え直しを行う野菜、  
施設野菜は農業用ハウスで生産される野菜をいう

市内に住所を有する農家等(法人を含む)が栽培する市内の露地及び施設野菜のほ場で

- ① 被害率30パーセント以上の収穫量の減収が見込まれるほ場であること
- ② 毎年7月から10月までの期間に播種・定植を行っているほ場であること
- ③ 被災後に購入した種や苗により、年内に営農再開(まき直し・植え直し)していること
- ④ ③の営農再開したほ場面積が合計10アール以上あること

台風等で被災し営農再開(まき直し・植え直し)される方は、市へご相談ください。

#### ア 年内に営農再開する被災ほ場の情報

被災し営農再開したほ場の地番、作物名と栽培面積、収穫量の減収割合(被害率)  
営農再開した作物名と栽培面積などをお知らせください。

\* 営農再開する作物は、被災前の作物と同じでなくても構いません

#### イ 被災状況がわかるほ場の写真

営農再開前に、被災直後のほ場写真をご準備ください。

\* 写真は、1ほ場につき2枚以上[①ほ場の写真、②ほ場と周囲の風景がわかる全体写真]

#### ウ 種や苗の購入経費が確認できる書類

露地及び施設園芸野菜の年内の営農再開(種子のまき直し・種苗の植え直し)に必要な  
種や苗(生産資材)の購入経費が確認できる注文書、納品書などをご準備ください

\*1 被災後(台風経過後)の日付けで発注、購入しているものが対象

\*2 種や苗と直接関係のない資材は対象外だが、加工済のシーダーテープは対象

台風12号のエントリー期限

令和7年**9月30日(火曜日)**

【注意】交付申請は、令和7年度中に1回だけです。

交付申請期限までは営農再開する度にエントリーが可能です。

\* 事前エントリー後に現地調査を行う場合がありますので、ご協力ください。

事前エントリーで要件を満たした方のみ交付申請できます。

交付申請に必要な書類等は個別にご案内いたします。

案内時期

令和7年**11月以降**

申請期限

令和7年**12月17日(水)**

事前エントリー

交付申請

審査後、**補助金交付決定通知** が送付されますので、交付請求書をご提出ください

通知時期

令和**8年1月下旬**までに

審査

交付請求書の提出後、ご指定の口座(農協優先)に補助金が**送金**されます

送金時期

適正に請求書を受理されてから**15日以内**

交付